



令和7年度 教育委員会 第5回定例会 議案

1 日 時 令和7年6月4日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）報告事項

（3）閉 会

静岡県教育委員会

第 5 回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	令和 6 年度教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等	P1
報告 事項 2	静岡県校長育成指標・静岡県教員育成指標の改訂	P8
配付 報告 1	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正	P14
配付 報告 2	令和 8 年度教員採用第 1 次選考試験選考結果	P15

令和 6 年度 教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等

(教育厚生課)

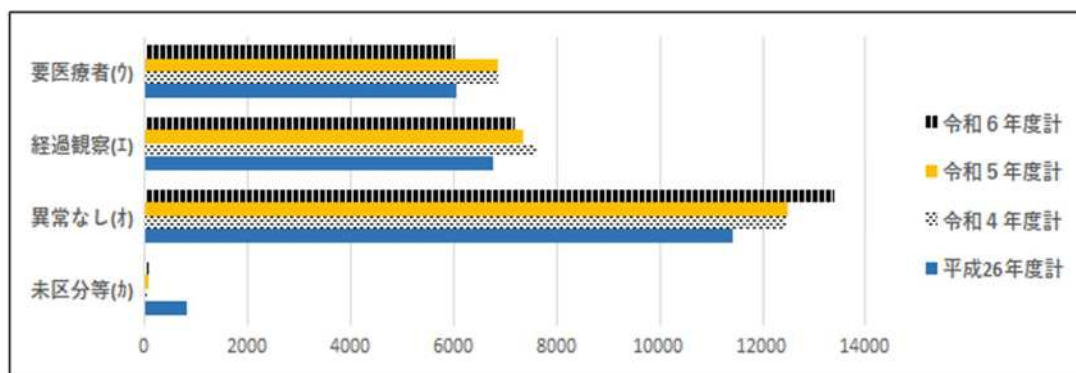
1 教職員の健康診断結果【政令市を含む】

(1) 実施状況

(単位：人・％)

区 分	受診 対象 者数 (ア)	受診者数(イ) (受診率イ/ア)	左記受診者数(イ)のうち			
			要医療者(ウ) (割合 ウ/イ)	経過観察(エ) (割合 エ/イ)	異常なし(オ) (割合 オ/イ)	未区分等(カ) (割合 カ/イ)
県 立 学 校	7,896	7,896(100)	2,104(26.6)	2,264(28.7)	3,507(44.4)	21(0.3)
県教委事務局	457	457(100)	132(28.9)	156(34.1)	169(36.9)	0(0.0)
市 町 立 学 校	18,394	18,382(99.9)	3,786(20.6)	4,790(26.1)	9,727(52.9)	79(0.4)
令和 6 年度計	26,747	26,735(99.9)	6,022(22.5)	7,210(27.0)	13,403(50.1)	100(0.4)
令和 5 年度計	26,849	26,830(99.9)	6,897(25.7)	7,372(27.5)	12,491(46.6)	70(0.3)
令和 4 年度計	27,050	27,041(99.9)	6,868(25.4)	7,632(28.2)	12,475(46.1)	66(0.2)
平成26年度計	25,307	25,307(100)	6,221(24.6)	7,004(27.7)	11,363(44.9)	719(2.8)

(参考) 知事部局の状況：要医療者割合 R3:37.2% R4:37.0% R5:36.8% R6:37.8%



(2) 要医療者のうち勤務に制限のある者の疾病状況

肝機能系・消化器系の疾患、糖尿病、高血圧症、腎機能系の疾患、心疾患による者が半数以上を占める。勤務制限者数360人 うち198人 55.0%

※精神疾患による勤務制限者は、健康診断結果による上記(1)の要医療者(ウ)に含まれない。

医師の診断により「自宅療養」となることから、勤務の制限は休暇又は休職である。

勤務制限者数 長期療養者数363人(在職者比率1.35%) うち休職者150人(在職者比率0.56%)

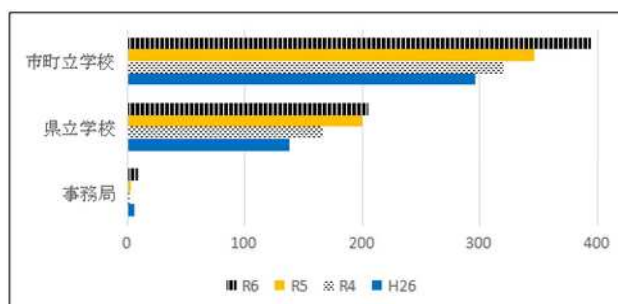
2 教職員の特別休暇(30日以上)・休職者(以下「長期療養者」という。)の状況

【政令市を含む】

(1) 校種別の状況

(単位：人)

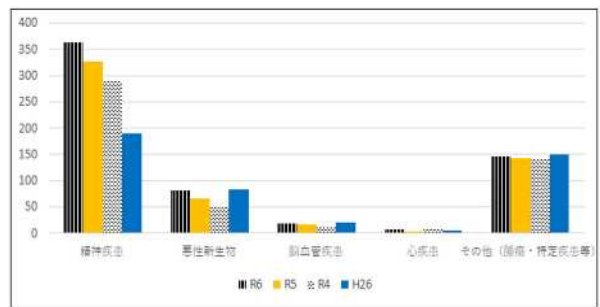
区分 \ 年度	R6	R5	R4	H26
市 町 立 学 校	395	347	324	297
県 立 学 校	206	200	167	139
事 務 局	10	4	3	7
計	611	551	494	443



※10年前と比較のため平成26年度分掲載

(2) 傷病別の状況 (単位：人)

区 分	年 度	R6	R5	R4	H26
精 神 疾 患		363	326	288	188
悪 性 新 生 物		80	66	50	82
脳 血 管 疾 患		17	15	13	19
心 疾 患		6	3	6	5
その他（腫瘍、特定疾患等）		145	141	137	149
計		611	551	494	443



(3) 年代別・性別の状況（精神疾患）

(単位：人・%)

年代	20 代			30 代			40 代			50 代			60 代以上			合計		
性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
取得者	30	60	90	46	56	102	31	47	78	40	38	78	11	4	15	158	205	363
在職者	2,037	2,328	4,365	3,545	3,682	7,227	2,458	3,090	5,548	3,148	3,648	6,796	1,860	1,095	2,955	13,048	13,843	26,891
在職者比率	1.47	2.58	2.06	1.30	1.52	1.41	1.26	1.52	1.41	1.27	1.04	1.15	0.59	0.37	0.51	1.21	1.48	1.35
R5 取得者	30	62	92	32	55	87	21	48	69	33	38	71	3	4	7	119	207	326
R5在職者比率	1.42	2.53	2.01	0.93	1.52	1.23	0.88	1.60	1.28	0.96	1.04	1.01	0.18	0.48	0.28	0.91	1.53	1.23
R4在職者比率	1.20	2.78	2.04	0.83	1.25	1.04	0.78	1.13	0.97	0.70	0.85	0.79	0.37	0.72	0.49	0.79	1.36	1.08
R3在職者比率	0.95	2.62	1.86	0.87	1.07	0.97	0.91	1.07	1.00	0.82	0.70	0.77	0.49	0.49	0.49	0.83	1.24	1.03

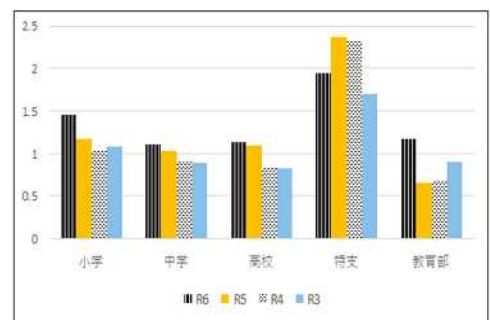
(参考) 長期療養者の在職者比率 (R5) : 全国:1.42% (R5):本県:1.23% (政令市含む)



(4) 校種別の状況（精神疾患） (単位：人・%)

	小学	中学	高校	特支	教育部	合計
R6 取得者	170	75	55	57	6	363
R6 在職者比率	1.45	1.10	1.13	1.94	1.17	1.35
R5 取得者	138	69	54	62	3	326
R5 在職者比率	1.17	1.02	1.09	2.37	0.65	1.23

※政令市を含む。国立、私立を除く。中高一貫県立高校は高等学校に含む。



(5) 長期療養者の傾向（精神疾患）

- 令和6年度の精神疾患による長期療養者数は363人であり、長期療養者全体の59.4%を占める。
- 年代別では30代が最も多く102人、次に20代の90人と続き、在職者比率は20代女性が2.58%と最も高く、令和5年度からは増加となった。
令和6年度の特徴として、30代が15人増加となり、他世代と比較して突出している。
(参考：20代 2人減、40代 9人増、50代 7人増、60代以上 8人増)
- 教職員全体では、令和5年度から37人と大幅に増加しており、過去3番目に多い増加となった。(参考：令和2年度→令和3年度53人、令和4年度→令和5年度38人)
- 校種別は、小学校が32人増と大幅に増加しており、中学校6人増、教育部3人増、高校は横ばいで、いずれも在職者比率が高くなった。特別支援学校のみ5人減、在職者比率も低くなったが、全校種中での在職者比率は、いちばん高い状況が継続している。

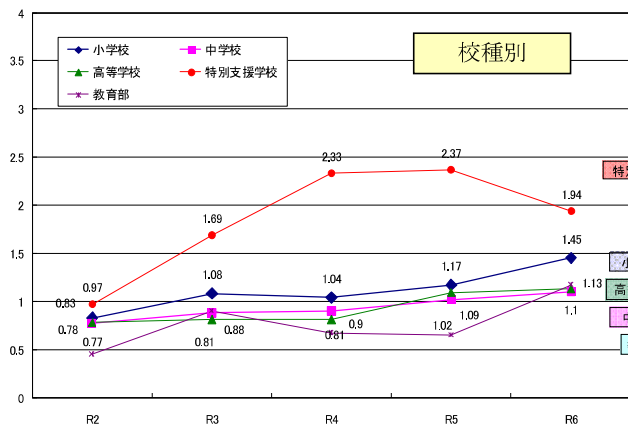
3 教職員長期療養者 精神疾患推移（政令市含む）

（1）長期療養者における「精神疾患」割合の推移

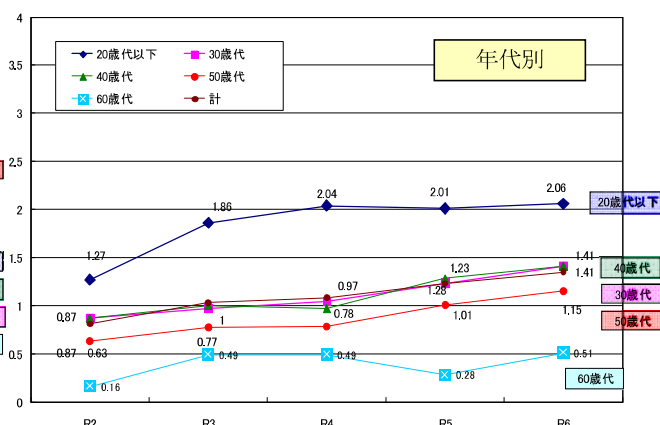


5年度から6年度において、
長期療養の増加 60人
うち精神疾患 37人
長期療養者の約60%が
精神疾患による長期療養者
である。
令和3年度からその割合が
増加の傾向にある。

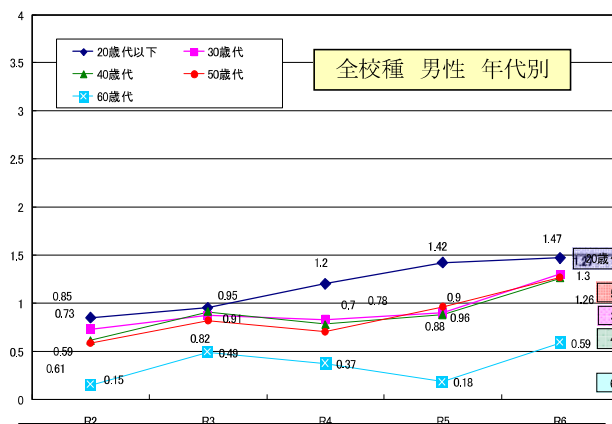
（2）「精神疾患」長期療養者の推移



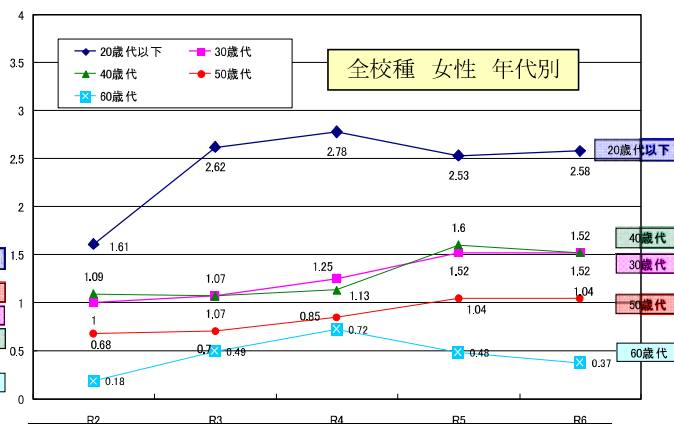
特別支援学校は依然高い状況であるが、5年度から
0.43p 減少した。
小学校が0.28p 増加(1.17%⇒1.45%)している。



全世代で増加(0.05～0.23%)している。
20代は依然高い状況である。高止まりの可能性
30代40代50代が増加傾向



男性20代は女性と比較して低い状態であるが、
他の年代より高い状況であり、増加傾向である。



女性20代は引き続き高い状態が続いている。
30代40代50代は5年度と同様に推移している。

(3)「精神疾患」長期療養者の分析概要

令和6年度 長期療養者の分析結果

診 断 名	うつ病 49.3% 適応障害 30.0% うつ状態等 20.0% その他 0.7%			
主な休業理由 (複数回答有) 管理職が本人からの聞き取りや観察により推測したもの	小 学 校	生徒への指導、家庭の問題、個人の性格特性、業務負担増		
	中 学 校	個人の性格特性、家庭の問題、生徒への指導、保護者対応		
	高等学校	個人の性格特性、職場の人間関係、生徒への指導、部活指導		
	特別支援学校	個人の性格特性、職場の人間関係、業務負担増、健康の問題		

「個人の性格特性」について

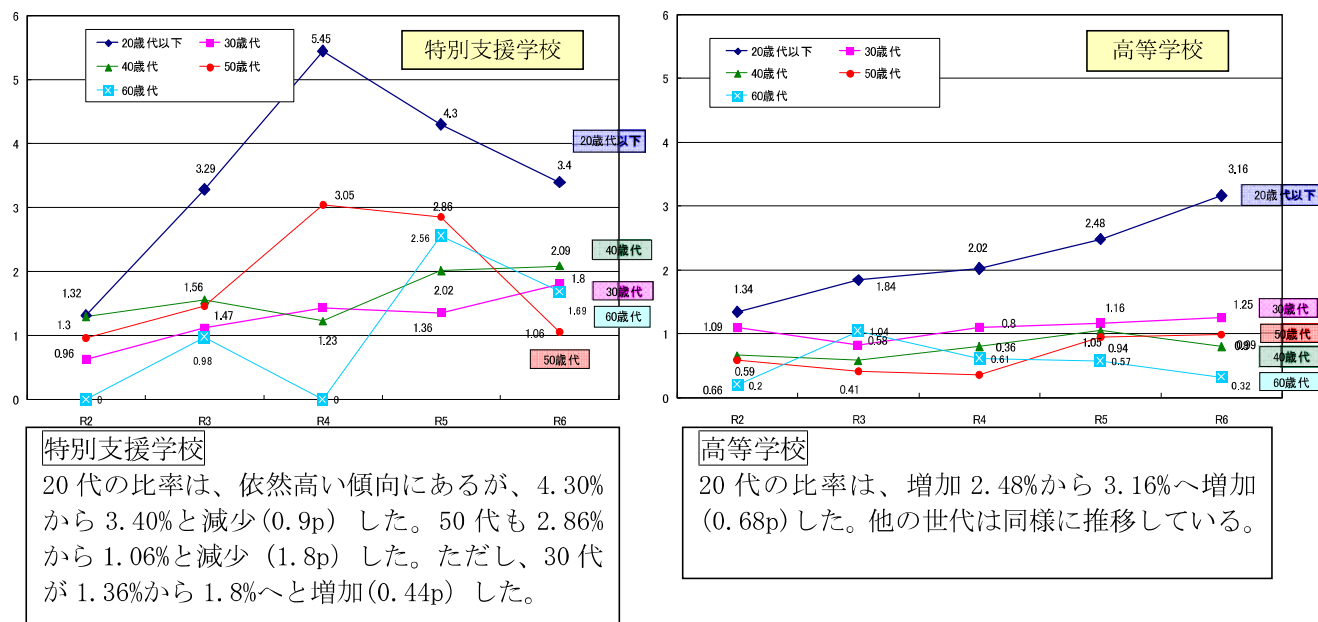
- ・不安や心配事が特定できておらず、漠然とした不安を抱えている。
- ・原因不明の体調不良（不眠、頭痛など）が続いている。
- ・原因（理由）を管理職や周囲に明かさない。
- ・自責の念が強く出ている。 ・落ち込んだ気分が続いている。
- ・他人の評価（他人の目）を気にしすぎる。 ・自発的な行動ができなくなる。
- ・自己評価が著しく低くなっている。 ・心の扉を閉ざす。

4 県立学校の状況

(1) 県立学校精神疾患による長期療養者数

※県立学校のみでの長期療養者数及び在籍者比率

校 種	5 年度	6 年度	減少	令和6年度末現在の動向（人）		
特別支援学校	62 人(2.37%)	57 人(1.94%)	5 人(0.43p)	復職 33 58%	退職 17 30%	療養継続 7 12%
高等学校	54 人(1.14%)	53 人(1.14%)	1 人(0p)	復職 30 57%	退職 10 19%	療養継続 13 24%



※60代は在職者数が少ないため在職者比率が大きく増減している。

(2) 県立学校における休業期間（休業期間は特別支援学校が短い）

療養期間	～6ヶ月以内	7月～1年以内	1～2年以内	2～3年以内
特別支援学校	73.7%	10.5%	12.3%	3.5%
高等学校	64.1%	18.9%	11.3%	5.7%

(3) 令和6年度中に職場復帰した教職員（38名）からの聞き取り結果 複数回答あり

項 目		20・30代 教職員 22名	40・50代 教職員等 16名	ポイント
メンタル不調の原因		・同僚との不調和(7) ・上司との不調和(4) ・多忙、仕事の行き詰まり(4) ・コミュニケーション不足(1) (助けを求められなかった)	・同僚との不調和(3) ・上司との不調和(2) ・業務過重(2) (抱え込み、不慣れな業務) ・家族状況の対応負担(2)	職場内の人間関係や業務負担が不調に大きく影響している。若年層では、コミュニケーション能力が未熟であること。中堅では、不慣れな業務や家庭の悩みなどがある。
回復のきっかけ		・十分な休養(療養)、治療により精神面が安定(12) ・自己理解、気持ち整理(3) ・家族(親など)の支え(2)	・十分な休養(療養)、治療により精神面が安定(10) ・家族の支え(3) ・生活の見直し(2)	十分な休養と治療が共通して回復に寄与している。カウンセリング等で自己理解ができることや、家族の支えも重要な要素として認識されている。
復職者が思う支援の要望	業務	・業務量を軽減(12) ・部活、担任免除(2) ※もとに戻す場合、時期や内容を事前に示して	・業務量の軽減(8) ・部活、担任免除(2) ※少しずつステップアップできるようなスピードで	業務量の調整が最も多い。不慣れな業務への不安は、復帰時には、払拭できていないため、本人との調整が必要。
	同僚	・自然な振る舞い(19) ・明確な指示がほしい(1)	・自然な振る舞い(12) ・雑談がしたい (2)	自然なコミュニケーションと相談体制の整備が重要。また、
	管理職	・困ったとき相談(8) ・不調時の支援(4) ・分掌の配慮 (4)	・自然な振る舞い(7) ・困ったとき相談(6)	同僚や管理職には必要なときに、相談にのってほしいとの要望が多かった。
相談窓口情報(カウンセリング)		・詳しくは知らない。(13) ・利用した。している。(3) ・利用はハードルが高い。(1)	詳しくは知らない。(5) 利用した。している。(5) 利用はハードルが高い(2)	相談窓口、カウンセリングの周知と、その効果や利用しやすい雰囲気づくりが必要である。

※令和6年度、本人の健康状態を把握し、了承を得て聞き取りを実施（本課保健師等）

5 教職員長期療養者減少に向けた取組

(1) 教職員の健康保持増進（身体）

- ・生活習慣病検診等の確実な受診を指導
- ・早期発見・早期治療のための再検査・精密検査の確実な受診指導
- ・持病等の悪化防止のための治療継続を指導
- ・若年層における健康保持増進意識の向上を働きかけ

(2) 精神疾患による長期療養者削減に向けた取組

～別紙「教育委員会におけるメンタルヘルス対策の事業体系図」のとおり～

令和6年度の分析結果に基づく本年度の事業を展開

- ・メンタルヘルス研修における研修内容を充実
- ・教職員サポートルーム相談による不調者の早期発見と支援
- ・特別支援学校専任サポートルームと人財サポート担当との連携による支援
- ・出張ストレスカウンセリングの効果的な実施
- ・相談窓口（カウンセリング事業）の周知と利用促進
- ・復帰時における聞き取り調査の継続と事業への反映

(3) 精神疾患による長期療養者削減に向けた取組の具体例

[教育厚生課]

事業種別	事業内容	対 象	本年度 実施内容
世代別 研修	○「若手教職員メンタルヘルス研修」 研修内容 メンタルヘルス基礎講演 ストレスのセルフケア グループ討議	採用4年目	・不安時、不調時の相談方法 ・カウンセリングの効果と活用 ・グループ討議の内容を充実
	○「新任管理者メンタルヘルス研修」 研修内容 メンタルヘルス知識講演 ラインケア手法 復帰支援 グループ討議	管理職	・若年層の心理、行動などの特徴 ・若年層の特徴を踏まえた、ラインケア手法 ・カウンセリングの効果と活用
	○「職場の安全衛生管理者研修」 研修内容 健康診断、長時間労働 公務災害、安全衛生 メンタルヘルス対策	管理職	
教職員 サポート ルーム 相談	○若手教職員(小中・高校・特支)への面談 悩み相談、近況聞き取り	採用2年目	・カウンセリングの周知 ・職場内外の話題から個々の業務の振り返り ・心と体の健康度のチェック ・やりがいや目標の確認と共有、助言
	○特別支援学校専任サポートルーム 悩み相談、近況聞き取り ○特支「人材サポート担当」との連携、 協働支援	・新規採用 ・異動1年目 ・30代以上で 初の異動	
出張ストレス カウンセリング	○教職員とのカウンセリング 学校を訪問し、1校あたり 3～5人の教職員と面談	県立学校15校	対象校 ・異動者率の高い学校 ・希望する学校等
情報収集	○復職時における教職員からの聞き取り	復職を目指す 教職員	原因、復職意欲向上のきっかけ、 復職時の必要な支援など。

[特別支援教育課]

参考：特別支援学校「人材サポート担当」の概要

スタッフ配置	項 目	対 象	業 務
6名 東部地区 伊豆の国 東部地区 御殿場 東部地区 富士 中部地区 藤枝 西部地区 袋井 西部地区 浜北	マネジメント サポート	管理職、部主事 学年主任 分掌課長ほか	・面談の実施、会議支援、初任者指導担当への支援 ・分校等の新任管理職1人配置校へのOJT ・部主事等への校内研修 ほか
	メンタル ヘルス サポート	管理職(校長除く) 部主事、初任者 希望教職員	・特別休暇取得者及び退職者等への対応をサポート ・授業や研修の様子を見学 ・サポートが必要な教職員との面談 ほか

[教育厚生課] 教職員サポートルームと連携

- ・サポートルームミーティングや研修会及び若手教職員メンタルヘルス研修への参加
- ・支援を必要とする教職員の情報共有と協働による支援を実施（面談実施等）

段階 ケア	一次予防 (心の健康の保持増進と不調の未然防止)	二次予防 (メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応)	三次予防 (円滑な職場復帰と再発防止)
セルフケア	【研修】 特別支援学校 新規採用教員 個別面談 ○初任者研修(教育職) ○新規採用職員研修(行政職等) ○若手教職員メンタルヘルス研修 ○中堅教諭等資質向上研修(教育職) 【啓発】 特別支援学校新規採用者へのメルマガ ☆「教職員のためのメンタルヘルスガイド」配布		R5年度～ 3年目 R6年度～ 2年目 R7年度～ 1年目
	【長時間労働対策】 □長時間労働に係わる産業医等との面接指導等 【ストレスチェック事業】 □ストレスチェック検査 ・医師面接申出者等への対応 ・職場環境改善 LINEメンタルヘルス事業 【相談】 ○教職員サポートルーム事業 特別支援学校専任 サポートルーム ☆教職員健康相談24 ☆面談によるメンタルヘルス相談 ○ストレス・カウンセリング ○出張カウンセリング 特別支援学校 「人財サポート担当配置」 ☆職場の健康づくり支援事業(講師派遣・費用助成) □チューター(行政職) 新規採用事務職員 個別面談		□「メンタルヘルス不調による長期療養者への支援の手引」に基づく対応 【長期療養者への支援】 ○長期療養者の職場復帰対応要領に基づく保健師・心理職の対応 ・管理職からの相談対応 ・所属訪問による本人への相談支援 ・主治医への同行受診 ・職場復帰後の支援等 ○職場復帰相談
等によるケア 産業保健スタッフ	○ストレスチェック事業の実施 【相談】 ○メンタルヘルス相談医による相談 ○教職員サポート事業連絡会 ○職員安全衛生協議会 ○心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルス対策の実施、評価、改善		
機関によるケア 外部専門	○ストレス・カウンセリング ○出張カウンセリング ☆教職員健康相談24 ☆面談によるメンタルヘルス相談 ○ストレスチェック検査(委託部分)	日曜日の電話相談実施(拡充) 長期療養者 復帰へのリワーク支援	

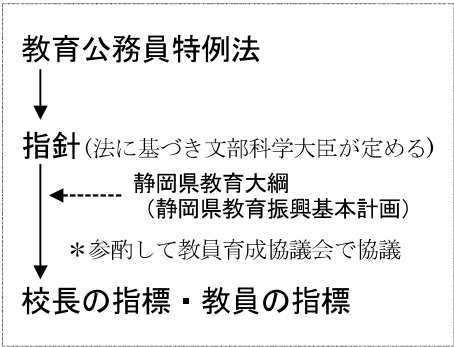
□主に各所属が実施 ○主に教育厚生課が実施 ☆公立学校共済組合事業

静岡県校長育成指標・静岡県教員育成指標の改訂

(教育政策課)

1 要旨

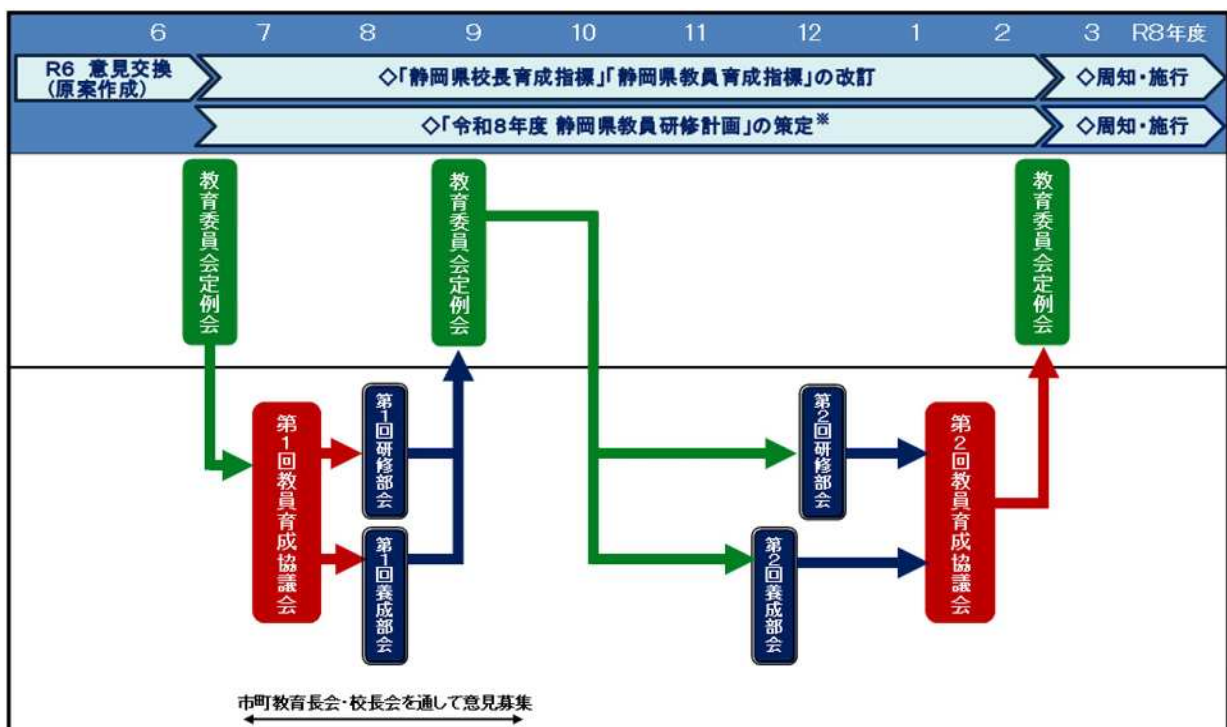
- 平成 28 年の教育公務員特例法の改正により、文部科学大臣が定める指針を参酌し、任命権者は校長及び教員の資質に関する指標を定めることとなった。
- 本県においても、平成 29 年 6 月に静岡県教員育成協議会を設置して指標を策定した後、令和 4 年度に改訂を行い、現在に至っている。
- 令和 4 年 8 月及び令和 7 年 2 月に指針の改訂、令和 7 年 3 月に静岡県教育大綱(2025 年度～2028 年度)策定があったことから、これらを参酌しつつ改訂作業を進めていく。



2 改訂の方向性（令和 6 年度静岡県教員育成協議会での意見交換を踏まえて）

課 題		対 応	改訂案
(1) 指針を踏まえた課題	ア 「働き方改革」の推進を明示する。(校長の指標)	「管理運営力」で働き方改革、「人材育成力」で「働きやすさと働きがい」の両立を示す。	校長①
	イ 指針に基づき資質能力を整理する。(教員の指標)	・指針に基づき、新たに「個別の支援実践力」を設ける。 ・「ICT や情報・教育データの利活用」は「教育業務遂行力」に集約して示す。	教員① 教員②
	ウ 資質能力間の関係を示す。(教員の指標)	L 字型で資質能力間の関係を示す。	教員③
(2) 大綱を踏まえた課題	大綱の「基本理念」や、「基本理念の実現に向けた取組方針」を踏まえる。	【基本理念】サブタイトルで示す。 【基本理念の実現に向けた取組方針】 ・未来を創造する力を育む教育の推進 →「学習指導力」「生徒指導力」「教育業務遂行力」 ・全ての人の学びを支える力を引き出す教育の推進 →「生徒指導力」「個別の支援実践力」 ・地域ぐるみで取り組む教育の推進 →「学校経営のビジョンを実現する力」 ・学びを支える基盤づくり →「管理運営力」「人材育成力」	校長② 教員④ 教員 教員 校長 校長
(3) 委員の問題意識を踏まえた課題	ア 「判断力」や「決断力」を示す。(校長の指標)	「管理運営力」で示す。	校長③
	イ 「教員とのコミュニケーション」を示す。(校長の指標)	「人材育成力」で示す。	校長④
	ウ 「授業力」という名称を検討する。(教員の指標)	「授業力」から「学習指導力」に改める。	教員⑤
	エ 「非認知能力の育成」を示す。(教員の指標)	「学習指導力」「生徒指導力」のキーワードで示す。	教員⑥
	オ 「働き方改革」の推進を示す。(教員の指標)	「教育的素養・総合的人間力」及び「教育業務遂行力」で示す。	教員⑦
	カ 養護教諭、栄養教諭に特有の資質能力を示す。(教員の指標)	教員の指標の別紙として示す。	

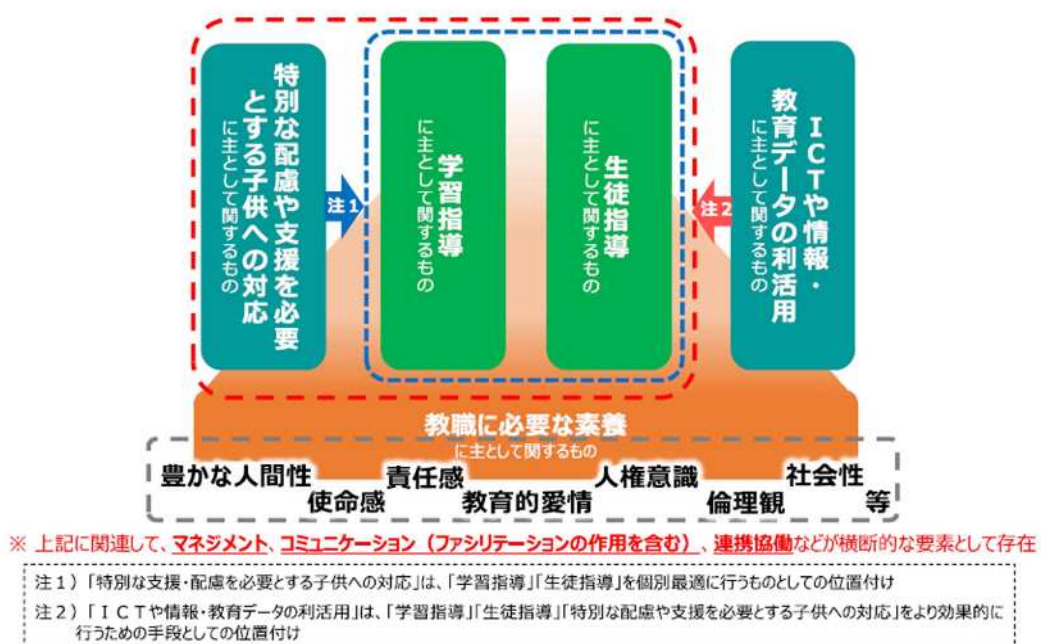
3 改訂のスケジュール



【参考 1】教員の指標と指針における資質能力の対照表

現行の本県の教員の指標	文部科学省が示した指針
教育的素養・総合的人間力	①教職に必要な素養
授業力	②学習指導
生徒指導力	③生徒指導
教育業務遂行力	④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
組織運営力	⑤ I C Tや情報・教育データの利活用

【参考 2】指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容



原案

資質能力	項目	具体的行動例
学校経営（分析・企画・検証・実証・改善）を現する力	教職員、児童生徒、保護者、地域等に共有される学校経営のビジョンを示し、その実現のために、社会に開かれた教育課程を編成し、魅力ある学校づくりにリーダーシップを発揮し取り組んでいる。	
	情報の収集と課題等の把握（アセスメント能力）	○学校の実態（児童生徒の学習・生活、保護者・地域からの期待、地域社会の環境等）に関する情報を広く収集し、学校経営に関する課題等を的確かつ継続的に把握している。
	ビジョンの構築と共有	○社会の動向や国、県、市町の教育施策及び地域の期待や学校の実態を踏まえ、学校経営のビジョン（例：スクール・ポリシー、グランドデザイン等）を構築し、カリキュラム・マネジメントに反映させ、校内外（全ての教職員、児童生徒、保護者及び地域等）と共有している。
	必要な諸資源の把握とその活用（ファシリテーション能力）	○教育内容や時間を適切に配分し、地域の教育力をカリキュラムに取り入れた魅力ある教育活動を計画的に推進している。 ○コミュニティ・スクール等を通して、地域、他機関や家庭と渉外・調整を行い、必要な人的・物的な資源を活用し、協働体制を構築している。
	ビジョンの実現に向けた評価・点検及び改善	○ビジョンを明確に示し、実現に向かって、目標を具現化し、共有を図っている。学校全体でPDCAサイクルを確立し、教育効果を高めようと努めている。
③ 管理運営力	児童生徒の実態や 地域の特色 、個々の教職員の状況の 把握に基づく的確な判断により 、校務分掌等の組織をチームとして編成し、 学校全体の安全・安心を確保しながら 、教育活動が計画的・効果的に行われるようにしている。	
	学校運営体制の確立	○チーム学校としての考え方を踏まえ、リーダーとして学校業務の改革・改善、外部機関との連携・外部人材の活用を図る等、教育活動が計画的・効果的に行われる体制を構築している。
	③ 危機管理体制の確立	○幅広い危機管理の認識の下、リスクマネジメントの徹底に努めている。 ○児童生徒と教職員が、安全・安心な環境の中で教育活動に取り組めるように、情報収集力を高め、現状の 分析に基づいて判断し 、その後の予測を立てた上で、関係機関と連携し、適切に 決断 している。 ○「命を守る教育」や危機管理を意識した組織的な活動を推進できるような体制を構築している。
	施設管理・事務管理	○施設・設備の管理、会計処理、事務手続き等、学校事務に關して的確に把握するとともに適切に指導をしている。
	① 教職員の勤務・サービスの管理・監督及び働き方改革の推進	○教職員の勤務状況及び心身の健康状態等を的確に把握し、適切な服務監督と人事管理に努めるとともに、 業務改善を組織的に進めるなどして、働き方改革を推進している。
④ 人材育成力	適切なコミュニケーションをとりながら、教職員の互いの協力を促し、資質向上を支援するための体制づくり、環境づくり、人づくりを行っている。	
	教育活動活性化への体制づくり	○より質の高い教育活動を実現するために、教職員が意欲的に新たな指導方法等を学び続けることができる体制を構築している。
	働きやすい職場環境づくり ①	○教職員の間に、心理的安全性の高い、公正・公平の姿勢・態度、信頼・協働の関係が定着するような環境をつくっている。 ○ 働きやすさと働きがい を両立した職場づくりに取り組んでいる。
	各教職員に対する理解・支援・育成	○教職員一人一人の資質能力やキャリア形成等を的確に把握するとともに、それぞれの背景・個性・考え方を理解した上で、指導・助言をしている。 ○教職員のキャリアステージを考慮し、校内での適材適所の人材配置をしている。

静岡県教員育成指標（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）

原案

④ 「未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現」に向け、生涯を通じて学び続け、児童生徒の伴走者として夢の実現へと導く教員の育成を目指す

キャリアステージ		採用時 辞令交付される4月1日	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
資質能力		○教育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようと努める。	○他者との関わりや仕事上の経験を経て、教員としての資質能力の向上を目指す。 ○様々な学校の異動を経験する中で、視野を広げる。	基礎・向上期に身に付けた力に加え、 ○自らの立場や役割を自覚して学校運営に参画し、ミドルリーダーとしての資質能力の向上を目指す。 ○教員としての幅をさらに広げ、自己の強みを確かなものにする。	充実・発展期に身に付けた力に加え、 ○指導的な立場として、学校運営のサポート役や校内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。 ○学校運営をリードする立場として、組織的に教育活動を推進する体制を構築する。
		キャリアステージに応じて、実践・省察・改善を繰り返しながら、必要な資質能力を身に付ける			
教育的素養・総合的人間力		○教職人生を通して、教育者としての使命感、倫理観・人権意識、社会性、教育に対する誇りを持ち、新しい知識・技能を学び続け、子供への共感・理解や教育的愛情の涵養、信頼関係の構築を図っている。 ○教職人生を通して、真摯に学び続ける姿勢と自律心、変化を恐れない積極性とリーダーシップを持ち、広い視野と社会環境への理解を基に地域社会と関わり、豊かな人間性の向上を図っている。 ○「ワークライフバランス」を良好に保ち、心身ともに健康で職務に専念できるよう自己管理に努めている。 ○未来を切り拓く人材の育成を担う者として、常に児童生徒の模範となるよう行動している。			
教育業務遂行力 学習指導力・生徒指導力・個別の支援実践力・組織運営力	① 個別の支援実践力	⑤ 学習指導力 授業づくりに関わる力 ・学習者を中心とした授業づくり ・探究的な学びの充実 ・指導と評価の一体化による授業改善 ・教科・領域に関する専門性の向上 ・カリキュラム・マネジメントの充実 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ・非認知能力の育成 など	○「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実に向けて、学習者中心の授業を実践している。 ○幼小中高の学びの継続性及び教科等横断的な視点を持った授業を実践している。 ○各教科等と地域の人的・物的資源をつなげ、学習成果を高める授業を構想している。 ○各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、専門的知識を身に付けている。	○基礎・向上期に身に付けた力を深めることに加え、同僚に対する指導・助言を行っている。 ○基礎・向上期に身に付けた力を深めている。 ○各教科等と地域の人的・物的資源を有効活用し、高い学習効果を上げる授業を構想している。 ○専門性を高めるために得意分野の伸長を図り、同僚に対する指導・助言を行っている。	○充実・発展期に身に付けた力に加え、授業力向上のための体制づくりに参画している。 ○充実・発展期に身に付けた力に加え、学校・家庭・地域の実態や特色等を把握した上で教育課程を改善し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに取り組んでいる。 ○自己の確かな実践に基づき、同僚に的確な指導・助言を行い、効果を上げている。
	⑥ 生徒指導力 児童生徒の自発的・主体的な発達を支援する力	○生徒指導は、的確な児童生徒理解に基づいて行われることを理解しているとともに、人権尊重の意識を深めている。 ・児童生徒理解に基づく指導 ・児童生徒の自己指導能力の育成 ・人権教育の推進 ・キャリア教育の推進 ・保護者・地域・外部機関との連携 ・不登校の児童生徒への対応 ・非認知能力の育成 など	○児童生徒一人一人に寄り添い、個々の特性に応じた発達を促すとともに、発達段階に即して好ましい人間関係を築けるよう、地域や外部関係者と連携して支援している。 ○児童生徒が深い自己理解に基づき、他者を尊重しながら、主体的な選択・決定ができる自己指導能力を育成する教育活動を実践している。 ○保護者等との信頼関係を基盤とした個に応じた指導・支援に取り組んでいる。	○児童生徒一人一人を取り巻く環境を的確に捉え、理解を深めるとともに、よりよい集団づくりを促進し、個々の資質能力を最大限発揮させるための環境づくりに努めている。 ○基礎・向上期に身に付けた力を深めることに加え、同僚に対する指導・助言を行っている。 ○外部機関と連携し、主体的・組織的に生徒指導に取り組んでいる。	○児童生徒一人一人について、教職員相互の理解・支援を促進するために、組織や地域・外部関係者に働き掛け、学年・学校全体として生徒を支援する機能の充実を図っている。 ○充実・発展期に身に付けた力に加え、チーム学校として組織的に実践するよう努めている。 ○外部機関と連携して組織的な生徒指導を推進し、指導・助言を行っている。
	② 組織運営力	○児童生徒の発達等に関する知識を得ることや、多様な児童生徒と接する経験を持つことなどを通して、個別の配慮や支援を必要とする子供への対応に関する理解を深めている。 ・指導の個別化 ・児童生徒の実態把握 ・合理的配慮の提供 ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくり ・外国につながる児童生徒への対応 ・「共生・教育」の理念に基づく教育 など	○特別支援教育の対象となる児童生徒一人一人に応じた指導計画を作成するとともに、合理的配慮を踏まえた的確な指導を行っている。 ○外国につながる児童生徒の実態や特有の課題を的確に把握し、必要な指導を行うとともに、日本人の児童生徒が広い視野を持って異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育んでいる。	○特別支援教育に関わる専門性を高めるとともに、自らの実践を通して、同僚への指導・助言を行っている。 ○外国につながる児童生徒への指導に関わる専門性を高めるとともに、自らの実践を通して、同僚への指導・助言を行っている。	○児童生徒の社会的自立を目指す特別支援教育について、組織的に教育活動の改善を図っている。 ○外国につながる児童生徒への指導について、組織的に教育活動の改善を図っている。
	③ 新たな教育課題への対応	○組織の一員としての自覚と責任、自ら進んで課題を発見し解決しようとする姿勢、聴く力や読み解く力などコミュニケーション力を身に付けている。 ・コミュニケーション ・ファシリテーション ・協働による課題解決 ・人材育成	○組織の一員として、学校経営計画の実現に向け、他の教職員と協働して自らの役割に課せられた責任を果たしている。 ○組織運営について先輩教職員から学ぶとともに、後輩のよき相談役となっている。 ○危険を予測し、未然に防止するための取組を、意識して行っている。	○学校経営計画の実現のための取組を、ミドルリーダーとして同僚に働き掛けて協力的に進めている。 ○教職員間の信頼に基づき、多様な意見を尊重して、組織的な学校改善を推進している。 ○同僚への指導・助言を行うなど、人材育成の経験を積むことで、その重要性を理解している。 ○危険を予測し、未然に防止するための取組を、同僚と協働して組織的に行っている。	○学校運営上の課題を適時・的確に分析し、その解決のために指導的な立場で参画している。 ○チーム学校として協働的な組織体制・信頼体制の構築を主体的に推進している。 ○人材育成の重要性を踏まえ自らの経験・スキルを率先して後進に伝えている。 ○危険を予測し、未然に防止するための体制整備を組織的に推進するとともに、適切な指導・助言を行っている。
⑦ ICT機器や情報・教育データ、生成AIの活用能力が、教員の業務全般において必要となる力であるとともに、その使用にはリスク管理が必要であることを理解している。		○教員の仕事の全体像を認識し、教育に携わる者として、社会の変化や様々な教育課題等について関心と知識を持っている。 ○ICT機器や情報・教育データ、生成AIの活用能力が、教員の業務全般において必要となる力であるとともに、その使用にはリスク管理が必要であることを理解している。	○様々な教育課題に対応するため必要な知識・技能を習得し、実践するとともに、常に改善意識を持って取り組んでいる。 ○常に安全確保に取り組み、危険を察知した際の報告・連絡・相談、事故等への対応、再発防止のための対策が迅速にできている。	○様々な教育課題を速やかに把握し、率先・協働して改善・解決するとともに、同僚への指導・助言を行っている。 ○事故等への適切な対応、事後の検証と再発防止のための対策が、同僚と協働して組織的にできている。	○様々な教育課題に対して模範となる実践を行うとともに、学校全体を見据えて、魅力ある学校づくりを行っている。 ○事故等への適切な対応、再発防止のための体制整備を組織的に推進するとともに、適切な指導・助言を行っている。

※上記表では教員に求められる資質能力の関係性を示しているが、順位性があるものではない。資質能力はバランス良く育成することが肝要である。

養護教諭の専門領域における資質能力

原案

キャリア ステージ		採用時 （命令交付される4月1日）	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
		○教育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようと努める。	○他者との関わりや仕事上の経験を経て、教員としての資質能力の向上を目指す。 ○様々な学校の異動を経験する中で、視野を広げる。	基礎・向上期に身に付けた力に加え、 ○自らの立場や役割を自覚して学校運営に参画し、ミドルリーダーとしての資質能力の向上を目指す。 ○教員としての幅をさらに広げ、自己の強みを確かなものにする。	充実・発展期に身に付けた力に加え、 ○指導的な立場として、学校運営のサポート役や校内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。 ○学校運営をリードする立場として、組織的に教育活動を推進する体制を構築する。
資質能力		キャリアステージに応じて、実践・省察・改善を繰り返しながら、必要な資質能力を身に付ける			
専門領域	保健管理	○学校保健安全法や関連法規を理解している。 ○健康診断や救急処置、疾病予防、健康観察、学校環境衛生等の基礎的知識を身に付けている。 ○保健情報の収集・管理・発信方法について基礎知識及び重要性を理解している。	○保健情報の収集・管理について、対象に応じた発信方法を工夫している。 ○児童生徒の実態や健康課題を把握し、その解決のために発達段階・個に応じた対応をしている。 ○PDCAサイクルに基づいた保健管理を実施している。	○保健情報の収集・管理について、対象に応じた発信方法を評価・改善を行い効果的に実践している。 ○校内における保健管理の指導的な役割を担い、児童生徒の健康課題の解決に向け、組織的に対応している。 ○校内外における関係者と連携しながら、PDCAサイクルに基づき効果的な保健管理を行っている。	○児童生徒の健康課題に適切に対応するため、保健管理に関わる校内の運営組織での助言等、指導的役割を果たしている。 ○地域、市町、県等の専門職研修・研究会等において指導的な役割を担っている。
	保健教育	○学習指導要領・教育課程を理解し、児童生徒の実態に応じた保健教育の必要性を理解している。 ○児童生徒の実態に応じた個別の保健指導の必要性を理解している。	○学級担任や教科担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育に参画・実施している。 ○児童生徒の実態や健康課題を把握し、その解決のために発達段階に応じた個別の保健指導を実施している。 ○保健だより等を作成し、家庭・地域に情報発信している。	○学校教育活動全体を視野に入れた保健教育について、PDCAサイクルに基づき効果的に推進している。 ○保健教育を組織的に展開している。 ○各教科等、横断的な学びを視野に入れた保健教育を構想し、実践している。	○保健教育の推進にあたり、地域や多職種、他機関と連携した取組をしている。 ○保健教育の推進にあたり、専門的な立場から地域や多職種、他機関へ指導・助言を行っている。 ○地域、市町、県等の専門職研修・研究会等において指導的な役割を担っている。 ○研究的な視点を持ち、根拠に基づいた実践をしている。
	健康相談・健康相談活動	○学校保健安全法による健康相談・教育職員免許法による健康相談活動の位置づけ及び内容を理解している。 ○健康相談・健康相談活動の基本的なプロセス対応を理解している。 ○養護教諭の職務の特性や、児童生徒の心身の健康課題に関して理解している。	○発達障がい、慢性疾患等、配慮を必要とする子供の実態と背景の把握をもとに、保護者や他の教職員等と協力しながら個に応じたアセスメントや対応をしている。 ○本人・保護者の思いを受け止めながら、地域・関係機関と連携し、健康相談・健康相談活動を実施している。 ○配慮を要する子供の個別の指導計画等の作成に参画している。	○健康相談・健康相談活動について、PDCAサイクルに基づき効果的に推進している。 ○健康相談・健康相談活動を組織的に展開している。 ○健康相談・健康相談活動について、これまでの実践の蓄積をさらに深化させ、より良い方法を探究している。	○保護者・地域・関係機関と連携し、計画的・組織的な対応を行うにあたり、コーディネーター的役割を果たしている。 ○地域、市町、県等の専門職研修・研究会等において指導的な役割を担っている。 ○研究的な視点を持ち、根拠に基づいた実践をしている。
	保健室経営	○養護教諭の役割、保健室の機能に関する基礎的知識を身に付けている。 ○課題解決型の保健室経営計画の必要性を理解している。 ○保健室の備品や薬品、文書管理等の基礎が身に付いている。	○保健室経営計画を基に、保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動等について実践し、その過程や結果を評価し、改善している。 ○学校教育目標の実現に向けた保健室経営を工夫している。 ○学校教育目標、学校保健目標の具現化のための保健室経営計画を立て、校内で共有し、計画的・組織的に実践している。	○保健室経営計画について、これまでの実践の蓄積をさらに深化させ、効果的な保健室経営を推進している。	○保健室経営の視点から、学校教育目標達成のために学校運営に参画し、効果的・組織的な指導・助言をしている。 ○地域、市町、県等の専門職研修・研究会等において指導的な役割を担っている。 ○研究的な視点を持ち、根拠に基づいた実践をしている。
専門領域	保健組織活動	○保健組織活動の意義と学校・家庭・地域等の協力・連携の重要性を理解している。 ○学校保健計画、学校安全計画の内容を理解している。	○保健組織活動の企画・運営に積極的に取り組んでいる。 ○保健組織活動を実践し、その過程や結果を評価し、改善している。 ○学校保健計画・学校安全計画等の策定に参画している。	○保健組織活動が効果的に実践できる内容の工夫や改善を図っている。 ○保健組織活動について、これまでの実践の蓄積をさらに深化させ、活性化するような取組を推進している。	○地域や他校・他機関と協働した企画等を地域レベルで推進している。 ○地域、市町、県等の専門職研修・研究会等において、自らの実践を率先して伝える等、指導的な役割を担っている。 ○研究的な視点を持ち、根拠に基づいた実践をしている。

栄養教諭の専門領域における資質能力

原案

資質能力		キャリア ステージ	採用時 命令交付される4月1日	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
			○教育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようと努める。	○他者との関わりや仕事上の経験を経て、教員としての資質能力の向上を目指す。 ○様々な学校の異動を経験する中で、視野を広げる。	基礎・向上期に身に付けた力に加え、 ○自らの立場や役割を自覚して学校運営に参画し、ミドルリーダーとしての資質能力の向上を目指す。 ○教員としての幅をさらに広げ、自己の強みを確かなものにする。	充実・発展期に身に付けた力に加え、 ○指導的な立場として、学校運営のサポート役や校内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。 ○学校運営をリードする立場として、組織的に教育活動を推進する体制を構築する。
キャリアステージに応じて、実践・省察・改善を繰り返しながら、必要な資質能力を身に付ける						
専門領域	食に関する指導	給食の時間の指導	○給食の時間の指導の基礎・基本を理解している。 ・生きた教材としての学校給食の活用 ・教職員との連携 など	○校内の給食指導の運営や指導方法について組織的に取り組んでいる。 ○学校給食を生きた教材とし、教職員と連携して児童生徒の実態を踏まえた給食の時間における食に関する指導を計画的に実践している。	○教科等と連携した給食の時間における食に関する指導を実践している。 ○給食の時間の指導の計画、実施内容等について評価・改善を行っている。	○栄養教諭の専門性を生かし、周りにある教育資源や新しい指導方法を効果的に取り入れている。 ○同僚に的確な指導・助言を行い、効果を上げている。
		教科等の指導	○学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することの重要性を理解している。 ○栄養教諭が食に関する指導において学校・家庭・地域等の連携・調整等の中核的な役割を担うことを理解している。 ・食育の推進 ・食に関する指導に係る全体計画の立案と推進 ・教科等への授業参画 ・教職員・保護者・地域・関係機関との連携 など	○児童生徒の実態を踏まえ、食に関する指導に係る全体計画の策定に参画している。 ○食育の推進において校内で組織的に取り組んでいる。	○食に関する指導に係る全体計画に基づいて実践し、評価・改善を行い、効果的に推進している。 ○食育の推進において教職員・保護者・地域等と連携・調整等を図り、組織的に取り組んでいる。	○保護者・地域・関係機関と連携し、食育の推進において中核的な役割を果たしている。 ○同僚に的確な指導・助言を行い、効果を上げている。
		個別的な相談指導	○栄養学等の基礎知識を有し、児童生徒の実態を踏まえた個別的な相談指導を行うことの重要性を理解している。 ・実態に応じた相談指導 ・校内体制整備 ・教職員・保護者・地域・関係機関との連携 など	○教職員と連携し、実態調査等から食に関する健康課題のある児童生徒や保護者に対し、適切な指導・助言を行っている。 ○個別的な相談指導の体制整備に取り組んでいる。	○教職員や関係機関と連携し、個別的な相談指導を校内の中心となって推進している。また、学校全体でその成果を共有し、評価・改善を行っている。	○研究的な視点を持ち、根拠に基づいた実践をしている。 ○同僚に的確な指導・助言を行い、効果を上げている。
	学校給食の管理	栄養管理 (献立作成)	○学校給食の栄養管理や献立作成に関する基礎・基本を理解している。 ・魅力ある献立の作成 ・情報提供 など	○学校給食実施基準に基づき、児童生徒の実態や栄養摂取状況を把握し、地場産物や地域の資源を活用した魅力ある献立を作成している。 ○校内組織や家庭への積極的な情報提供を行っている。		○栄養管理に関する高い専門性を生かし、同僚に的確な指導・助言を行っている。
		衛生管理	○学校給食の衛生管理に関する基礎・基本を理解している。 ・衛生管理指導 ・環境整備 ・安全管理 ・危機管理 など	○学校給食衛生管理基準に基づき、安全や衛生に配慮した環境整備を行うとともに課題について適切な提案を行っている。また、調理従事者に適切な指導・助言を行い、改善している。 ○校内の衛生管理に係る指導について、専門的な立場から指導助言を行っている。		○衛生管理に関する高い専門性を生かし、同僚に的確な指導・助言を行っている。

※「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体として推進

(件 名)

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正

(教育総務課)

専決処理により、静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則を改正した。

◎ 趣旨

- 令和 6 年 9 月議会で静岡県職員の退職手当に関する条例（以下、「条例」という。）が改正されたことに伴い、静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する。
- 本規則は、市町の県費負担教職員の退職手当の取扱いについて定めたものであり、県の人事委員会規則（職員の退職手当に関する規則）と同じ内容とする必要があるため、改正内容については、県の人事委員会規則に倣うものとし、個別の検討を要しないものである。
- 改正内容は、雇用保険法の改正に伴い、条例が改正されたことから、必要となる文言及び様式の削除を行うものである。（人事委員会規則と同じ改正を行う。）

【雇用保険法の改正内容】

就業手当（「安定した職業」以外に就業した場合に支給される手当）の廃止

○その他の改正

必要な文言の修正

◎ 適用期日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 8 年度教員採用第 1 次選考試験の結果

(義務教育課)

1 合格者数等について

小・中学校教員								
校種教科		志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率	採用 予定数	最終倍 率予定
※小学校中段はしずおか未来創造校、下段は小特共通 中学校下段は小中共通、中特共通(全て内数)								
小学校		571 [234] 〈35〉	43 [11] 〈7〉	528 [223] 〈28〉	454 [187] 〈24〉	1.2	217	2.4
中 学 校	国語	64 〈9〉 [2]	2 〈0〉 [0]	62 〈9〉 [2]	40 〈7〉 [1]	1.6	18	3.4
	社会	140 〈13〉 [5]	16 〈1〉 [1]	124 〈12〉 [4]	32 〈5〉 [2]	3.9	14	8.9
	数学	83 〈16〉 [2]	11 〈2〉 [0]	72 〈14〉 [2]	42 〈11〉 [1]	1.7	20	3.6
	理科	53 〈6〉 [0]	6 〈0〉 [0]	47 〈6〉 [0]	32 〈5〉 [0]	1.5	11	4.3
	音楽	32 〈4〉 [1]	2 〈0〉 [0]	30 〈4〉 [1]	12 〈3〉 [0]	2.5	5	6.0
	美術	13 〈1〉 [1]	5 〈0〉 [1]	8 〈1〉 [0]	8 〈1〉 [0]	1.0	3	2.7
	保体	147 〈10〉 [12]	9 〈0〉 [1]	138 〈10〉 [11]	20 〈4〉 [2]	6.9	10	13.8
	技術	6 〈1〉 [0]	0 〈0〉 [0]	6 〈1〉 [0]	6 〈1〉 [0]	1.0	3	2.0
	家庭	12 〈2〉 [0]	4 〈1〉 [0]	8 〈1〉 [0]	8 〈1〉 [0]	1.0	3	2.7
	英語	58 〈4〉 [0]	8 〈2〉 [0]	50 〈2〉 [0]	44 〈2〉 [0]	1.1	21	2.4
中計		608 〈66〉 [23]	63 〈6〉 [3]	545 〈60〉 [20]	244 〈40〉 [6]	2.2	108	5.0
小中合計		1,179	106	1,073	698	1.5	325	3.3

養護教員・栄養教員							
校種教科	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率	採用 予定数	最終倍 率予定
養護教員	183	19	164	28	5.9	11	14.9
栄養教員	43	5	38	4	9.5	1	38.0

- ※ 養護教員は、小・中学校、高等学校、特別支援学校の採用となる。
※ 栄養教員は、小・中学校、特別支援学校の採用となる。
※ 倍率＝受験者数÷合格者数
※ 最終倍率予定＝受験者数÷（採用予定数－院特採用名簿記載者）

4 令和8年度教員採用選考試験の結果発表等について

(1) 第1次選考試験の結果発表

6月9日(月)正午に県庁本館2階に合格者の受験番号を掲示するとともに、
教育委員会ホームページにて公開。

(2) 第2次選考試験

6月28日(土)・29日(日)に県立静岡中央高等学校と県立駿河総合高等学校にて実施。
(適性検査はWeb上にて6月9日(月)から16日(月)の期間に各自で実施。)

(3) 第2次選考試験の結果発表

8月8日(金)本人宛に通知を郵送。県庁本館2階に合格者の受験番号を掲示するとともに、
教育委員会ホームページにて公開。

2 特別な選考等について

(1) 教職経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
小学校	113	2	111	93
中学校	99	3	96	42
養護教員	53	3	50	13
栄養教員	2	1	1	1

(2) 障害者を対象とした選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
小学校	0	0	0	0
中学校	2	0	2	1
養護教員	0	0	0	0
栄養教員	0	0	0	0

(3) 多文化共生を推進する教員選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
小学校	0	0	0	0
中学校	3	0	3	2
養護教員	0	0	0	0
栄養教員	0	0	0	0

(4) 社会人経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
小学校	7	1	6	5
中学校	12	1	11	6
養護教員	11	1	10	2
栄養教員	1	0	1	0

(5) 大学院進学予定者・在籍者の特例受験者

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
小学校	13	0	13	13
中学校	29	7	22	16
養護教員	3	0	3	1
栄養教員	0	0	0	0

(6) 加点申請者

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
小学校	184	4	180	170(6)
中学校	66	2	64	47(7)
養護教員	4	0	4	1(1)
栄養教員	－	－	－	－

※()・・・加点による合格者数(内数)

3 その他

(1) 志願者・合格者の最高年齢、最低年齢

校種等	志願者		合格者	
	最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
小学校	58	22	58	22
中学校	58	20	56	22
養護教員	55	20	37	22
栄養教員	53	21	27	22

(件名)

令和8年度教員採用第1次選考試験の結果

(高校教育課)

1 合格者数等について

教科・科目	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率	採用 予定数	最終倍 率予定
国 語	52	5	47	30	1.6	13	4.3
歴 史	65	6	59	21	2.8	7	9.8
地 理	17	6	11	8	1.4	2	5.5
公 民	27	8	19	11	1.7	4	4.8
数 学	75	10	65	29	2.2	12	8.1
物 理	19	3	16	11	1.5	5	5.3
化 学	30	5	25	16	1.6	5	8.3
生 物	22	5	17	7	2.4	5	4.3
地 学	4	1	3	3	1.0	1	3.0
保健体育	131	25	106	15	7.1	6	21.2
音 楽	11	1	10	3	3.3	1	10.0
外国語	48	8	40	28	1.4	10	4.4
家 庭	9	2	7	4	1.8	3	2.3
農 業	10	2	8	6	1.3	3	2.7
機 械	4	0	4	3	1.3	2	2.0
電気・電子・通信	7	1	6	4	1.5	2	3.0
建築・デザイン	8	1	7	7	1.0	2	3.5
商 業	17	3	14	7	2.0	3	4.7
水産(機関)	1	0	1	1	1.0	1	1.0
水産(栽培)	0	-	-	-	-	-	-
情 報	8	1	7	5	1.4	1	7.0
福 祉	7	1	6	5	1.2	2	3.0
ネイティブ	2	1	1	0	-	0	-
合 計	574	95	479	224	2.1	90	6.3

※ (倍率) = (受験者数) ÷ (合格者数)
※ (受験者数) には一部受験者を含む
※ (採用予定数) 90には過年度受験で合格した大学院特例名簿登載者10 (国2、数2、物1、生3、体1、家1) を含む
※ 最終倍率予定 = 受験者数 ÷ (採用予定数 - 過年度院特名簿登載者数)

＜実習教諭＞ (特別選考試験)

教科・科目	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
農業実習	2	0	2	1	2.0
工業実習	4	0	4	4	1.0
合 計	6	0	6	5	1.2

※教職経験者を対象とした選考

ア1 : 静岡県内外の公立高校本務教員(受験教科の教諭)として、一定期間(3年)の勤務経験を有する者
ア2・イ : 静岡県内外の公立学校本務教員又は県内の公立学校臨時講師として、一定期間(3年)の勤務経験を有する者
ウ・エ : 静岡県内外の公立学校本務教員又は県内の公立学校臨時講師として、一定期間(2年)の勤務経験を有する者

3 その他

志願者・合格者の最高年齢、最低年齢(R8.4.1時点年齢)

志願者		合格者	
最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
60	22	58	22

4 令和8年度教員採用選考試験の結果発表について

(1)第1次選考試験結果

6月9日(月)正午に県庁本館2階に合格者の受験番号を掲示し、ホームページでも公開。
なお、実習教諭(特別選考試験)については第一次選考試験のみとなるが、可否については、6月上旬に所属長を通じて各受験者に通知する。

(2)第2次選考試験

6月9日(月)から16日(月)の間に、各自でWeb上にて適性検査を実施。小論文試験及び面接試験は、6月28日(土)、29日(日)に静岡県立科学技術高等学校において実施。

(3)第2次選考試験結果

8月8日(金)本人宛郵送および同日正午に掲示・ホームページ公開予定。

2 特別な選考等について

(1)教職経験者を対象とした選考

種類	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
ア1	5	1	4	3	1.3
ア2・イ	20	3	17	6	2.8
ウ・エ	12	1	11	5	2.2
計	37	5	32	14	2.3

(2)障害者特別選考

	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
合計	2	0	2	0	—

(3)多文化共生を推進する教員を対象とした選考

	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
合計	0	-	-	-	—

(4)社会人経験を有する者を対象とした選考

科目	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
歴史	1	0	1	0	—
公民	3	0	3	2	1.5
保健体育	1	0	1	0	—
外国語	1	0	1	1	1.0
商業	2	0	2	2	1.0
福祉	1	0	1	1	1.0

(5)博士号を取得した者を対象とした選考

科目	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
化学	1	0	1	0	—
生物	1	0	1	1	1.0

(6)工業又は農業関係民間勤務経験を有する者を対象とした選考

科目	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
建築・デザイン	2	0	2	2	1.0

(7)医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考

教科	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
福祉	1	1	0	0	—

(8)商船等での勤務経験を有する者を対象とした選考

教科	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
水産	1	0	1	1	1.0

(9)大学院修士課程1年生の特例受験者

	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
合計	21	4	17	11	1.5

(10)大学院進学予定者の特例受験者

	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
合計	37	4	33	20	1.7

(11)加点点申請者

	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
合計	127	15	112	77	1.5

(件名)

令和8年度教員採用第1次選考試験の結果

(特別支援教育課)

1 合格者数等について

特別支援学校教員									
校種教科		志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	合格者のうち 任期付選考併願者数	倍率	採用 予定数	最終倍率 予定
小学部		80	6	74	69	36	1.1	49	1.5
中学部	国語	3	0	3	3	0	1.0	2	1.5
	社会	16	0	16	15	4	1.1	7	2.3
	数学	3	0	3	2	0	1.5	3	1.0
	理科	2	0	2	2	0	1.0	2	1.0
	音楽	3	0	3	3	0	1.0	2	1.5
	美術	4	0	4	3	1	1.3	4	1.0
	保体	44	1	43	40	15	1.1	15	2.9
	技術	0	0	0	0	0		0	
	家庭	1	0	1	1	0	1.0	1	1.0
	英語	0	0	0	0	0		1	
	中計	76	1	75	69	20	1.1	37	2.0
	自立活動		6	0	6	5		1.2	4
合計		162	7	155	143	56	1.1	90	1.7

※(倍率)=(受験者数)÷(合格者数)
※(受験者)には、一部受験者、昨年度第一次試験合格者も含む。
※(採用予定数)には、大学院特例採用者の他、小特共通からの採用者、中特共通からの採用者を含む。

3 その他

(1) 志願者・合格者の最高年齢、最低年齢

校種等	志願者		合格者	
	最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
特別支援	57	22	57	22

(R8. 4. 1時点年齢)

4 令和8年度教員採用選考試験の結果発表等について

- (1) 第1次選考試験の結果発表
6月9日(月)正午に県庁本館2階に合格者の受験番号を掲示。教育委員会ホームページで公開。
- (2) Webによる適性検査の実施
一次試験合格者にWebによる適性検査についてメールする。実施期間：6月9日(月)～6月16日(月)。
- (3) 第2次選考試験
6月28日(土)、29日(日)に静岡県立静岡農業高等学校において実施予定。
- (4) 第2次選考試験の結果発表
8月8日(金)、本人宛郵送。発表方法は第1次選考選考試験と同じ。

2 特別な選考等について

(1) 教職経験者を対象とした選考

区分	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
ア	17	3	14	14
イ	26	0	26	25
ウ、エ	6	0	6	5
合計	49	3	46	44

(2) 障害者特別選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	1	0	1	1

(3) 多文化経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	0	0	0	0

(4) 社会人経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	5	0	5	5

(5) 大学推薦

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	15	0	15	15

(6) 寄宿舎指導員勤務経験者選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	5	0	5	4

(7) 障害者福祉サービス事業所等での勤務経験者選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	1	0	1	1

(8) 専門職経験を有する者を対象とした選考

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
看護師	1	0	1	1
理学療法士	3	0	3	2
作業療法士	1	0	1	1
言語聴覚士	1	0	1	1

(9) 大学院修士課程1年生の特例受験者

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	0	0	0	0

(10) 大学院進学予定者の特例受験者

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	2	0	2	1

(11) 加点申請者

校種等	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数
特別支援	62	1	61	55

※() … 加点による合格者数(内数)